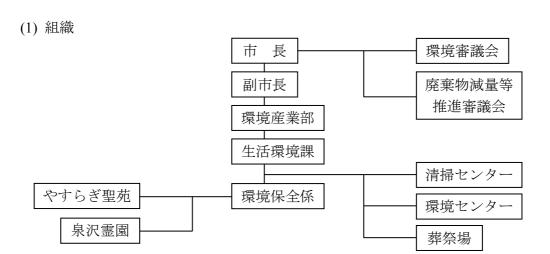
第2章 環境行政の概要



(2) 事務分掌

◎ 生活環境課

- ・墓地に関すること。
- ・そ族昆虫に関すること。
- ・あき地の適正管理に関すること。
- ・土砂等による土地の埋立て規制に関すること。
- ・水道施設を設備する給水組合助成に関すること。
- ・公害に関すること。
- ・地球温暖化防止に関すること。
- ・廃棄物処理施設の設置に関すること。
- ・市区域外一般廃棄物の処理に関すること。
- ・不法投棄に関すること。
- ・自然環境保全地域等に関すること。
- ・浄化槽設置届出等の事務処理に関すること。
- 葬祭場に関すること。
- やすらぎ聖苑に関すること。
- ・環境審議会に関すること。

◎環境センター

- 環境センターに関すること。
- ・一般廃棄物(し尿)の収集、運搬、処分に関すること。
- ・一般廃棄物(し尿)の処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導に関すること。

◎清掃センター

- ・清掃センターに関すること。
- ・一般廃棄物(ごみ)の収集、運搬、処分に関すること。
- ・一般廃棄物(ごみ)の処理業の許可及び指導に関すること。
- ・へい獣の処理等に関すること。
- ・ごみの減量化、資源化に関すること。
- ・廃棄物減量等推進審議会に関すること。

(3) 北茨城市環境審議会

北茨城市公害防止条例第 16 条の規定に基づき、環境全般について調査及び審議を 行う市長の諮問機関として設置されている。

委員は、市議会議員、関係機関団体の代表者または役職者、学識経験者及び事業者 の16名で組織されている。

(4) 北茨城市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づき、一般廃棄物の減量 等に関する事項を審議するため設置されている。

委員は、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者、事業者の 14 名で組織されている。